

○長岡市立地適正化計画定住促進条例施行規則

平成30年3月30日

規則第9号

改正 令和3年6月25日規則第43号

(目的)

第1条 この規則は、長岡市立地適正化計画定住促進条例（平成30年長岡市条例第6号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(リフォーム)

第2条 条例第2条第1項第5号に規定するリフォームは、次の全てに該当する住宅の修繕等の工事とする。

- (1) 工事費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む額とする。）が20万円以上であること。
- (2) 別表に定めるいずれかの工事に該当するものであること。

(認定の申請)

第3条 条例第8条第2項の規定による申請は、課税免除対象住宅の認定に関する申請書兼同意書（別記第1号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 対象住宅の登記事項証明書（現在事項証明書）（登記が完了していない場合は、売買契約書等）の写し、案内図、配置図、立面図、平面図その他申請内容の確認に必要な書類
- (2) リフォームをした対象住宅の場合は、前号の書類のほか、見積書、工事請負契約書、領収書、図面の写し、施工前後の写真その他リフォームの内容の確認に必要な書類
- (3) 条例第4条第1項第2号の対象住宅の場合は、第1号の書類のほか、現に従業員の宿舍又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校又は専修学校に通学する者の下宿等の用に供されていることが認められる契約書又は協議書等の写し

2 課税免除対象住宅の認定に関する申請書兼同意書の提出期間は、条例第7条第1項各号又は第2項各号に規定する基準年度の前年度の1月31日までの期間とする。

(認定の通知)

第4条 条例第8条第3項の規定による通知は、課税免除対象住宅の認定に関する決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(認定の変更に関する届出)

第5条 条例第9条の規定による届出は、課税免除対象住宅の認定に関する変更届出書(別記第3号様式)により行うものとする。

(認定の取消し等)

第6条 条例第11条第1項の規定による認定の取消し等については、課税免除対象住宅の認定の取消・変更等に関する決定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月25日規則第43号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	工事内容	仕様等
浴室の改修	ユニットバスへの取替え工事	既存のユニットバスの取替え工事を含む。
	バリアフリー工事	滑りにくい床材への改修、レバーハンドル式水栓、ワンプッシュ式水栓への取替え工事等を対象とする。
		またぎ高さの低い浴槽への改修
便所の改修	洋式便器への取替え工事	既存の洋式便器の取替え工事を含む。
	バリアフリー化工事	バリアフリーに対応した便器への取替え工事等を対象とする。
洗面所の改修	洗面台の取替え工事	レバーハンドル式水栓及びワンプッシュ式
	バリアフリー化工事	水栓であるものを対象とする。
台所の改修	キッチンの設置又は取替え工事	一部のみの取替え工事は、対象外とする。
	IHクッキングヒーター（ビルトインタイプ）の設置又は取替え工事	システムキッチンと一体的に設置されるものを対象とする。
廊下の改修	廊下の幅が広がる工事	
階段の改修	階段の勾配が小さくなる工事	
手すりの設置	手すりを設置する工事	
段差の解消	廊下、居室、玄関等の段差を小さくする工事	
	段差解消機、階段昇降機又はホームエレベーターの設置工事	
内装の改修	畳の入替え、表替え工事	
	滑りにくい床材を使用する工事	滑りにくい塗料での塗装を含む。
	壁、床、天井若しくは建具の張替え又は入替え工事	エフ・フォスター材、天然材等のホルムアルデヒドを放散するおそれのない建材又は

		内装材を用いた工事を対象とする。
	断熱材を効果のある材料に改修する工事	
	可動式の間仕切り等を設置する工事	壁及び天井と一体となって整備されるものを対象とする。
造り付け家具・家具固定改修	造り付け家具の造作工事	
出入口・窓の改修	引き戸、吊り戸又は折り戸への取替え工事	1 既存の引き戸、吊り戸又は折り戸からの改修を含む。 2 シングルレバー、バー引き手への取替え工事を含ま。
	出入口の幅を拡げる工事	窓又は扉の改修箇所に関し、網戸の設置及び改修を含む。
	ペアガラス又は二重サッシ（内付けサッシの取付けを含む。）への取替え工事	
	アタッチメント付き複層ガラスへの取替え工事	
	網入りガラス窓又は強化ガラス窓への取替え工事	
	断熱扉への取替え工事	
屋根の改修	遮熱、断熱、高耐久又は高耐候性能のある屋根材へのふき替え工事	連続してつながっている本屋又は下屋ごとに全面改修を行うものを対象とする。ただし、連続してつながっている屋根の材質に違いがある場合は、同一材質の連続する部分を全て改修するときに限る。連続する面で塗装とふき替えを合わせて全面改修する場合を含む。
	遮熱、断熱、高耐久、高耐候性能のある屋根材への塗装工事	
	耐震、耐風瓦へのふき替え工事（施工方法も含む。）	
	屋上防水シートの張替え又は塗装工事	

	不燃材料の軒裏材への張替え 工事	
	断熱材を効果のある材料に改 修する工事	
外壁の改修	遮熱、断熱、防火、高耐久又 は高耐候性能のある外壁材で の張替え工事	棟単位で1/2以上を施工する場合を対象と する。
	遮熱、断熱、高耐久又は高耐 候性能のある塗料材での塗装 工事	
	断熱材を効果のある材料に改 修する工事	
雪処理対策のた めの改修	屋根に雪止めを設置する工事	雪止めアングルや雪止めネットの設置工事 等を対象とする。
	雪囲い又は風除室の設置工事	風除室は、新規での設置又は全体の取替え に限る。
	屋根融雪装置の設置工事	太陽光パネルを活用した融雪装置の設置工 事を除く。
	落雪式屋根構造への改造又は 屋根の滑雪能力を高める張替 え若しくは塗装工事	
	屋根に雪庇 ^び や吹溜り等を防ぐ ための工事	
	雪下ろし時の転倒防止金具を 設置する工事	通年固定するものを対象とする。
	屋根からの落雪による危険を 防ぐ工事	
雨樋 ^{どい} 等の改修	雨樋 ^{どい} の取替え工事	
	雨樋 ^{どい} の塗装工事	
耐震改修	外壁や内壁の改修に合わせ	

	て、筋交いや耐力壁等を有効に設置し、耐震性を高める補強工事	
躯体の補強	基礎、土台、柱、梁等の補強工事	住宅の構造部分の補強工事を対象とする。
給排水設備等の水廻りの改修	給排水、ガス管等の改修 下水道への接続工事	
電気配線等の改修	電気配線又はコンセントの取替え工事	壁に埋め込まれ一体となっているものを対象とする。
増改減築又は間取りの変更	居室等の増築、間取りの変更等工事	
	居室の減築工事	住宅全体を除却するものを除く。

別記第1号様式（第3条関係）

課税免除対象住宅の認定に関する申請書兼同意書

年 月 日

長岡市長 様

申請者（所有者代表）住所：

氏名： ㊟

電話：

長岡市立地適正化計画定住促進条例第8条第1項の規定による課税免除対象住宅の認定を受けたいので、同条第2項の規定に基づき申請します。

なお、長岡市が、本申請に係る事項について長岡市立地適正化計画定住促進条例第10条の規定に基づく調査等を行うことに同意します。

- 1 対象住宅の種類 ※条例第4条第1項関係
 第1号（転入） 第2号（宿舍・下宿等） 第3号（転入・多世代居住）
- 2 課税免除の範囲 ※条例第7条関係
 3年度分 5年度分

3 対象住宅の概要

所在地	(マンションは名称も記載)		
用途・戸数	戸	構造・階数	
床面積	m ²	居住部分床面積	m ²
購入等（引渡日等）	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> リフォーム（ 年 月 日 ）		
住所変更日			

4 対象住宅の所有者 ※共有名義人が3人以上の場合は別紙(任意様式)に記載してください。

	氏名	住所	申請者との続柄	生年月日	転入年月日
1					
2					

5 対象住宅の居住者（上記の所有者は除く。） ※6人以上の場合は別紙（任意様式）に記載してください。

	氏名	住所	申請者との続柄	生年月日	転入年月日
1					
2					
3					
4					
5					

裏面へ

6 条例第4条第1項(対象住宅)の条件、規則第3条第1項(添付資料)の確認

※ 該当する事項は、チェック(☑)を記入してください。

(1) 条例第4条第1項第1号関係

- 購入者等が当該購入等をした日の属する年の翌々年(その日が1月1日である場合は、その日が属する年の翌年)の1月1日までに当該住宅に居住し、その所在地に住所を有していること。
- 購入者等が、当該購入等をした日前1年以上にわたって市外に住所を有していたこと。
- 購入者等が本市の市税を滞納していないこと。
- 対象住宅の登記事項証明書(現在事項証明書)の写し(登記が完了していない場合は売買契約書等の写し)、案内図、配置図、立面図、平面図その他申請内容の確認に必要な書類の添付
- (リフォームした対象住宅の場合)見積書、請負契約書又は請書、領収書、図面の写し、施工前後の写真その他リフォームの内容の確認に必要な書類の添付

(2) 条例第4条第1項第2号関係

- 現に従業員の宿舍又は学校教育法に規定する大学、高等専門学校又は専修学校に通学する者の下宿等の用に供されていること。(企業又は大学等と契約又は協議等を行っており、宿舍等の用に供されることが確実であることを含む。)
- 所有者が本市の市税を滞納していないこと。
- 企業又は大学等と交わした契約書又は協議書等の写しの添付
- 対象住宅の登記事項証明書(現在事項証明書)の写し(登記が完了していない場合は売買契約書等の写し)、案内図、配置図、立面図、平面図その他申請内容の確認に必要なものの添付
- (リフォームした対象住宅の場合)見積書、請負契約書又は請書、領収書、図面の写し、施工前後の写真その他リフォームの内容の確認に必要な書類の添付

(3) 条例第4条第1項第3号関係

- 従前の居住者が、当該住宅の購入等の後、当該住宅に居住し、その所在地に住所を有していること。
- 新居住者が、当該購入等をした日の属する年の翌々年(その日が1月1日である場合は、その日が属する年の翌年)の1月1日までに当該住宅に居住し、その所在地に住所を有していること。
- 新居住者が、当該購入等をした日前1年以上にわたって市外に住所を有していたこと。
- 従前の居住者及び新居住者において当該住宅の全部の所有権を有していること。
- 当該住宅に居住する者の全てが本市の市税を滞納していないこと。
- 対象住宅の登記事項証明書(現在事項証明書)の写し(登記が完了していない場合は売買契約書等の写し)、案内図、配置図、立面図、平面図その他申請内容の確認に必要な書類を添付。
- (リフォームした対象住宅の場合)見積書、請負契約書又は請書、領収書、図面の写し、施工前後の写真その他リフォームの内容の確認に必要な書類の添付

第2号様式（第4条関係）

課税免除対象住宅の認定に関する決定通知書

第 号

年 月 日

様

長岡市長

印

年 月 日付けで申請のありました課税免除対象住宅の認定について、下記のとおり決定したので、長岡市立地適正化計画定住促進条例第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 決定内容

認定 不認定

不認定の理由

2 対象住宅の種類 ※条例第4条第1項関係

第1号（転入） 第2号（宿舍・下宿等） 第3号（転入・多世代居住）

3 課税免除の範囲 ※条例第7条関係

3年度分（ 年度～ 年度） 5年度分（ 年度～ 年度）

4 対象住宅の概要

所在地	(マンションは名称も記載)		
用途・戸数	戸	構造・階数	
床面積	m ²	居住部分床面積	m ²

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長岡市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長岡市を被告(長岡市長が被告の代表者となります。)として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第5条関係）

課税免除対象住宅の認定に関する変更届出書

年 月 日

長岡市長 様

申請者（所有者代表）住所：

氏名：

電話：

年 月 日付け 第 号で認定を受けた課税免除対象住宅の認定に関して下記のとおり変更があったため、長岡市立地適正化計画定住促進条例第9条の規定に基づき届け出ます。

記

変更内容

第4号様式（第6条関係）

課税免除対象住宅の認定の取消・変更等に関する決定通知書

第 号
年 月 日

（納税義務者）

様

長岡市長

印

年 月 日付け 第 号で決定した課税免除対象住宅の認定について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

取消 変更 取消・変更なし

取消、変更、取消・変更なしの理由

変更内容

【参考】 年 月 日付け 第 号 決定内容（一部抜粋）

2 対象住宅の種類 ※条例第4条第1項関係

第1号（転入） 第2号（宿舍・下宿等） 第3号（転入・多世代居住）

3 課税免除の範囲 ※条例第7条関係

3年度分（ 年度～ 年度） 5年度分（ 年度～ 年度）

4 対象住宅の概要

所在地	(マンションは名称も記載)		
用途・戸数	戸	構造・階数	
床面積	m ²	居住部分床面積	m ²

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長岡市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長岡市を被告（長岡市長が被告の代表者となります。）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。